無認可保育施設(ベビーホテル・その他)ご利用の方向け補助金のご案内

無認可保育施設(ベビーホテル・その他)にお子様をお預けの場合の補助金について案内します。

補助要件

多子世帯支援
月の初日に世田谷区在住
0～2歳クラスの住民税課税世帯である
第2子以降の子どもである
保育の必要性認定を持っている
認可保育園や幼稚園に在園していない

利用者支援
月の初日に世田谷区在住
0～2歳クラスの住民税課税世帯である
区に入園申込をし、待機児童となっている
160時間以上の月ぎめ契約を結んでいる
認可保育園や幼稚園等に在園していない

補助金額

※実費負担額が補助金額を下回る場合は、実費負担額までしかお支払いしません

多子世帯支援
27,000円／月額

利用者支援
世帯の課税額に応じて0～4万円／月額

申請方法

園が発行した「在籍証明書」「契約内容証明書(令和 6 年度ご契約分)」を電子申請で区にお送りください。

※世田谷区で税額が確認できない方は、別途税証明書のコピーをいただくことがあります。

←区ホームページ(ID:1510)
・申請に必要な様式のダウンロード
・補助金額の詳細
https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1510.html

←電子申請フォーム
※申請には園が発行した
在籍証明書等が必要です
https://logoform.jp/form/JqMJ/602686

スケジュール

注意 **最終申請締切:令和7年4月14日** 注意

申請可能期間	申請締切日	口座振込み時期	次回申請の案内 ※申請締切日までにご提出された方にだけお送りします
第1回 (4月～6月分)	令和6年7月16日	令和6年8月下旬	令和6年9月下旬
第2回 (4月～9月分)	令和6年10月15日	令和6年 11 月下旬	令和6年12月下旬
第3回 (4月～12 月分)	令和7年1月14日	令和7年2月下旬	令和7年3月中旬
第4回 (4月～3月分)	令和7年4月14日	令和7年5月下旬	

※各回の締切を過ぎてしまった場合も、速やかにご申請ください。4月分まで遡って次の回で審査の上、お支払いいたします。

※ただし令和7年4月14日までに申請がない場合、いかなる場合も補助金はお支払いできません。

保育認定について　注意

現況確認（認定の更新）のお手続きはお済みですか？
保育認定が切れてしまった場合、多子世帯支援は補助対象外となります。
認定の取り消し通知が届いた場合は入園担当（03－5432－1200）に更新方法を確認して下さい

無認可補助金　Q&A

No.	質問	回答
1	郵送で申請することはできますか？	区HPから紙の申請書類のダウンロードが可能です。 （1）請求書　（2）家族状況届　（3）在籍証明書　（4）契約内容証明書 （世田谷区で税額が確認できない方や令和６年１月２日以降に世田谷区に転入の方は税証明書も）を郵送でお送り下さい。 郵便事故等もあるため、可能な限り電子申請にご協力ください。 区ホームページ ID:1510
2	窓口で申請書を提出することはできますか？	区役所本庁舎第2庁舎2階22番窓口に持ち込み申請していただくことも可能です。 **各総合支所や出張所の窓口では受け付けていないためご注意ください。**可能な限り電子申請にご協力ください。
3	締切日を過ぎてしまいました。申請はできますか？	最終提出締切日に申請が間に合わなかった場合、いかなる理由でも補助金はお支払いできません。令和6年度の最終提出締切は**令和7年4月14日です。**申請漏れにご注意ください。
4	契約内容証明書を昨年度提出しています。今年度も同じ保育園を利用していれば提出の必要はありませんか。	補助金は年度ごとに対象者を決めているため、契約内容証明書も毎年度提出が必要です。お手数ですが、毎年度の提出をお願いします。年度の途中でも、契約内容や利用施設が変更になった場合は再度の提出をお願いいたします。

区ホームページの検索メニューから、ページ ID を入力してご検索ください

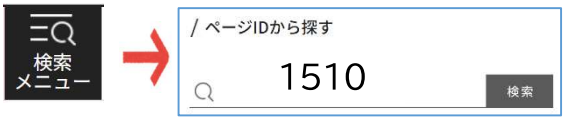

問合せ先

世田谷区役所　子ども・若者部　保育認定・調整課　認可外保育施設担当
〒154-8504　世田谷区世田谷４丁目21番27号（第２庁舎２階22番窓口）平日8:30-17:15
（世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩５分）電話番号 03-5432-2313